

6 行政不服審査会の設置及び運営に関すること



主管：総務課

経 緯

行政庁の違法または不当な処分に対し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができる制度である「行政不服審査制度」の改正を受け、行政不服審査法施行条例が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、関係規則規程の整備を行い対応しています。

木曽地域では、広域化による効率的な運営を図るため、構成町村に係る審査会事務は、一括して広域連合で取り扱っています。

現状と課題

行政不服に関する審査請求に関して、実施機関の裁決案について審議する行政不服審査会は委員 5 名（任期 2 年）で構成され、構成町村及び木曽広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問を受け、必要に応じ開催しています。

今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努めます。

施 策

- 1 実施機関から諮問が出された場合、速やかに審査会を開催し適正な審査に努めます。